

事務連絡
令和3年2月25日

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの輸送における有償運送許可について」
(令和3年2月25日付け国自貨第107号)の発出について(周知依頼)

ワクチンの輸送に係る道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの輸送における有償運送許可について」(令和2年12月23日付け国自貨第86号)において法令上必要な手続き等が示されたところですが、今般、基本型接種施設からサテライト型接種施設へのワクチン等の配送への医薬品卸事業者の関与の拡大等に伴い、本通達が改正され、これらの手続き等が見直されることとなりました。

貴会におかれましては、貴管下の会員各位に対し、改正内容について速やかに周知いただくとともに、標記通達に基づく許可の運用等の変更に適切にご対応いただくようお願いいたします。

国自貨第86号
令和2年12月23日
国自貨第107号
一部改正 令和3年2月25日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの輸送における有償運送許可について

政府では、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療提供体制の整備等について総力を挙げて講じてきたところである。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、その接種により生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負担の軽減、更には社会経済の安定につながることを期待されることから、令和3年前半までに全国民に提供できる数量を確保することを目指しているところである。また、ワクチンが供給が可能となった場合には、全国の医療機関等に迅速に輸送する必要があるとともに、ワクチンの迅速な輸送に際しては、国際的な規制要件に沿った温度管理等についての専門的な知識、輸送物への異物混入や盗難の防止に適した施設の確保及び安定的な輸送体制の整備が必要となる。

このような現状に鑑み、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの輸送体制を迅速かつ安定的に確保するため、ワクチンの輸送に係る道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第3号に基づく許可について、別紙のとおり取り扱うこととするので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの輸送における有償運送許可について

- 1 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの輸送における自家用自動車の有償運送の許可については、次のとおり運用することとし、迅速に処理すること。
 - (1) 自家用自動車の有償運送の許可申請は、別紙様式1のとおりとし、宣誓書については、別紙様式2とする。
 - (2) 自家用自動車の有償運送の許可は、別紙様式3のとおりとする。

- 2 ワクチンの取扱いについては、国際的な規制要件に沿った適切な温度管理等の専門的な知識が必要であることから、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第34条第3項に規定する卸売販売業者に限り、自家用自動車の有償運送の許可をすることができるものとする。

なお、許可に際して、輸送品目はワクチン及びそれに付随するもの（針・シリンジ、その他ワクチン接種に当たって必要な器具等）に限り認めることとする。

- 3 自家用自動車の有償運送の許可に当たっては、許可申請者である卸売販売業者は運転する従業員（運転者）に対し、次のとおり指導すること。
 - (1) 当該許可に係る自家用自動車を有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないよう従業員（運転者）に対し十分指導すること。
 - (2) 従業員（運転者）に対する自動車事故、荷物事故の防止等について研修等の安全対策を実施し、事故防止に努めること。

- 4 ワクチンの輸送期間については、次のとおりとし、申請及び許可を行うものとする。

令和3年1月4日 から 令和4年2月28日 まで

- 5 本通達に基づく許可等の取扱いについては、以下のとおりとする。
 - (1) 許可を受けた場合は、申請者の使用権原を有する全ての車両（他の都道府県の営業所等の車両を含む。）が許可されたものとする。

なお、従業員の自家用車、レンタカー等の申請者名義ではない車両を使用する場合は、自動車車検証の使用者より、書面等にて使用承諾を得ていること。（再委託先の卸売販売業者は、別途本通達に基づく許可を受ける必要がある。）
 - (2) 許可証については、運送する車内の表示及び携帯は不要とする。

附 則

本通達は、令和3年1月4日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和3年2月25日付国自貨第107号）

- 1 本通達は、令和3年2月26日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
- 2 改正前の通達（令和2年12月23日付国自貨第86号）に基づき、道路運送法第78条第3号の許可を受けた事業者については、本通達に基づき同号の許可を受けたものとみなし、当該事業者に係る許可の期限については4を、許可等の取扱については5をそれぞれ適用するものとする。なお、4の適用に係る許可証の差し替えは不要とする。

様式 1

有 償 運 送 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

支局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者
連絡先
担当者

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

運送需要者の氏名 又は名称及び住所	厚生労働省健康局健康課 東京都千代田区霞が関1-2-2
運送しようとする 物の種類	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン及びそれに付随するもの
運送しようとする 期 間	令和 年 月 日から 日間 令和 年 月 日まで
運送しようとする 区 間	医薬品製造会社等の倉庫及びその施設 から 地方自治体が指定する医療機関等まで
運送しようとする 車 両	使用権原の有する車両
有償運送を必要と す る 理 由	新型コロナウイルス感染症に係るワクチンを安定的に 輸送し、もって公共の福祉を確保するため。

様式 2

支局長 殿

宣 誓 書

有償運送許可を申請するに当たっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

1. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 34 条第 3 項に規定する卸売販売業者であること。
2. 国（厚生労働省）の輸送計画に基づく新型コロナウイルス感染症に係るワクチン及びそれに付随するもの（針・シリンジ、その他ワクチン接種に当たって必要な器具等）以外の運送は行わないこと。
3. 当社（者）以外の名義の車両を使用する場合は、自動車検査証の使用者より、書面等で承諾を得ること。

令和 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代 表 者

様式 3

有 償 運 送 許 可 証

運送事業者の 氏名又は名称 及び住所	
運送しようとする 車 両	使用権原の有する車両
有 償 運 送 許 可 期 間	令和3年 1月 4日 から 令和4年 2月28日
運送しようとする 物の種類	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン及びそれに付随するもの

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	<p>1 使用する自動車は、有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないこと。</p> <p>2 この許可証は、許可期間が過ぎたときは、速やかに返納すること。</p>
-----	--

令和 年 月 日 第 号許可

運輸局 運輸支局長 印

○ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの輸送における有償運送許可について（令和2年12月23日付け国自貨第86号）

新	旧
<p style="text-align: right;">国自貨第86号 令和2年12月23日 国自貨第107号 令和3年2月25日</p> <p style="text-align: center;">一部改正</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 } 殿 沖縄総合事務局運輸部長</p> <p style="text-align: center;">自動車局貨物課長 (公印省略)</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの輸送における有償運送許可について</p> <p>政府では、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療提供体制の整備等について総力を挙げて講じてきたところである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、その接種により生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負担の軽減、更には社会経済の安定につながることを期待されることから、令和3年前半までに全国民に提供できる数量を確保することを目指しているところである。また、ワクチンが供給が可能となった場合には、全国の医療機関等に迅速に輸送する必要があるとともに、ワクチンの迅速な輸送に際しては、国際的な規制要件に沿った温度管理等についての専門的な知識、輸送物への異物混入や盗難の防止に適した施設の確保及び安定的な輸送体制の整備が必要となる。</p> <p>このような現状に鑑み、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの輸送体制を迅速かつ安定的に確保するため、ワクチンの輸送に係る道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第3号に基づく許可について、別紙のとおり取り扱うこととするので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれない。</p>	<p style="text-align: right;">国自貨第86号 令和2年12月23日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 } 殿 沖縄総合事務局運輸部長</p> <p style="text-align: center;">自動車局貨物課長 (公印省略)</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの輸送における有償運送許可について</p> <p>政府では、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療提供体制の整備等について総力を挙げて講じてきたところである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、その接種により生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負担の軽減、更には社会経済の安定につながることを期待されることから、令和3年前半までに全国民に提供できる数量を確保することを目指しているところである。また、ワクチンが供給が可能となった場合には、全国の医療機関等に迅速に輸送する必要があるとともに、ワクチンの迅速な輸送に際しては、国際的な規制要件に沿った温度管理等についての専門的な知識、輸送物への異物混入や盗難の防止に適した施設の確保及び安定的な輸送体制の整備が必要となる。</p> <p>このような現状に鑑み、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの輸送体制を迅速かつ安定的に確保するため、ワクチンの輸送に係る道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第3号に基づく許可について、別紙のとおり取り扱うこととするので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれない。</p>

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの輸送における有償運送許可について

- 1 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの輸送における自家用自動車の有償運送の許可については、次のとおり運用することとし、迅速に処理すること。
(1) 自家用自動車の有償運送の許可申請は、別紙様式1のとおりとし、宣誓書については、別紙様式2とする。
(2) 自家用自動車の有償運送の許可は、別紙様式3のとおりとする。
- 2 ワクチンの取扱いについては、国際的な規制要件に沿った適切な温度管理等の専門的な知識が必要であることから、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第34条第3項に規定する卸売販売業者に限り、自家用自動車の有償運送の許可をすることができるものとする。
なお、許可に際して、輸送品目はワクチン及びそれに付随するもの（針・シリンジ、その他ワクチン接種に当たって必要な器具等）に限り認めることとする。
- 3 自家用自動車の有償運送の許可に当たっては、許可申請者である卸売販売業者は運転する従業員（運転者）に対し、次のとおり指導すること。
(1) 当該許可に係る自家用自動車を有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないよう従業員（運転者）に対し十分指導すること。
(2) 従業員（運転者）に対する自動車事故、荷物事故の防止等について研修等の安全対策を実施し、事故防止に努めること。
- 4 ワクチンの輸送期間については、次のとおりとし、申請及び許可を行うものとする。

令和3年1月4日 から 令和4年2月28日 まで

- 5 本通達に基づく許可等の取扱については、以下のとおりとする。
(1) 許可を受けた場合は、申請者の使用権原を有する全ての車両(他の都道府県の営業所等の車両を含む。)が許可されたものとする。
なお、従業員の自家用車、レンタカー等の申請者名義ではない車両を使用する場合は、自動車車検証の使用者より、書面等にて使用承諾を得ていること。(再委託先の卸売販売業者は、別途本通達に基づく許可を受ける必要がある。)
(2) 許可証については、運送する車内の表示及び携帯は不要とする。

附 則

本通達は、令和3年1月4日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの輸送における有償運送許可について

- 1 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの輸送における自家用自動車の有償運送の許可については、次のとおり運用することとし、迅速に処理すること。
(1) 自家用自動車の有償運送の許可申請は、別紙様式1のとおりとする。
(2) 自家用自動車の有償運送の許可は、別紙様式2のとおりとする。
- 2 ワクチンの取扱いについては、国際的な規制要件に沿った適切な温度管理等の専門的な知識が必要であることから、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第34条第3項に規定する卸売販売業者に限り、自家用自動車の有償運送の許可をすることができるものとする。
なお、許可に際して、輸送品目はワクチン及びそれに付随するもの（針・シリンジ等）に限り認めることとする。
- 3 自家用自動車の有償運送の許可に当たっては、許可申請者である卸売販売業者は運転する従業員（運転者）に対し、次のとおり指導すること。
(1) 当該許可に係る自家用自動車を有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないよう従業員（運転者）に対し十分指導すること。
(2) 従業員（運転者）に対する自動車事故、荷物事故の防止等について研修等の安全対策を実施し、事故防止に努めること。
- 4 ワクチンの輸送期間については、次のとおりとし、申請及び許可を行うものとする。

令和3年1月4日 から 令和3年9月30日 まで

- 5 当該、自家用自動車の有償運送の許可状況については、令和2年度分は令和3年4月末日まで、令和3年度分は令和3年10月末日までに別紙様式3、4により各地方運輸局において、その実態を把握し本省貨物課へ報告することとする。

附 則

本通達は、令和3年1月4日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和3年2月25日付国自貨第107号）

- 1 本通達は、令和3年2月26日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
- 2 改正前の通達（令和2年12月23日付国自貨第86号）に基づき、道路運送法第78条第3号の許可を受けた事業者については、本通達に基づき同号の許可を受けたものとみなし、当該事業者に係る許可の期限については4を、許可等の取扱については5をそれぞれ適用するものとする。なお、4の適用に係る許可証の差し替えは不要とする。

（新設）

様式1

有償運送許可申請書

令和 年 月 日

支局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者
連絡先
担当者

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

運送需要者の氏名 又は名称及び住所	厚生労働省健康局健康課 東京都千代田区霞が関1-2-2
運送しようとする 物の種類	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン及びそれに付随す もの
運送しようとする 期 間	令和 年 月 日から 日間 令和 年 月 日まで
運送しようとする 区 間	医薬品製造会社等の倉庫及びその施設 から 地方自治体が指定する医療機関等まで
運送しようとする 車 両	<u>使用権原を有する車両</u>
有償運送を必要と する 理 由	新型コロナウイルス感染症に係るワクチンを安定的に 輸送し、もって公共の福祉を確保するため。

(削除)

様式1

有償運送許可申請書

令和 年 月 日

支局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者
連絡先
担当者

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

運送需要者の氏名 又は名称及び住所	厚生労働省健康局健康課 東京都千代田区霞が関1-2-2
運送しようとする 物の種類	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン及びそれに付随す もの
運送しようとする 期 間	令和 年 月 日から 日間 令和 年 月 日まで
運送しようとする 区 間	医薬品製造会社等の倉庫及びその施設 から 地方自治体が指定する医療機関等まで
自動車登録番号又 は 車 両 番 号	<u>別添1のとおり</u>
有償運送を必要と する 理 由	新型コロナウイルス感染症に係るワクチンを安定的に 輸送し、もって公共の福祉を確保するため。

添付書類：使用する自動車の車検証の写し

(削除)

別添1 (略)

様式 2

支局長 殿

宣 誓 書

有償運送許可を申請するに当たっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

1. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第34条第3項に規定する卸売販売業者であること。

2. 国（厚生労働省）の輸送計画に基づく新型コロナウイルス感染症に係るワクチン及びそれに付随するもの（針・シリンジ、その他ワクチン接種に当たって必要な器具等）以外の運送は行わないこと。

3. 当社（者）以外の名義の車両を使用する場合は、自動車検査証の使用者より、書面等で承諾を得ること。

令和 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代 表 者

(新設)

様式 3

有 償 運 送 許 可 証	
運送事業者の 氏名又は名称 及び住所	
運送しようとする 車 両	使用権原の有する車両
有 償 運 送 許 可 期 間	令和3年 1月 4日 から 令和4年 2月 28日
運送しようとする 物の種類	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン及びそれに付随するもの

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	(削除)
	<p>1 使用する自動車は、有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないこと。</p> <p>2 この許可証は、許可期間が過ぎたときは、速やかに返納すること。</p>

令和 年 月 日 第 号許可
運輸局 運輸支局長 印

(削除)

様式 2

有 償 運 送 許 可 証	
運送事業者の 氏名又は名称 及び住所	
自動車登録番号 又は車両番号	別添1のとおり
有 償 運 送 許 可 期 間	令和3年 1月 4日 から 令和3年 9月 30日
運送しようとする 物の種類	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン及びそれに付随するもの

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	1 この許可証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること
	2 上記に記載された自動車は、有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないこと。
	3 この許可証は、許可期間が過ぎたときは、速やかに返納すること。

令和 年 月 日 第 号許可
運輸局 運輸支局長 印

※許可証の表示については、その写しでも可能とする。

(削除)

様式4 (略)